

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用し新規分野への足掛かりとする
- 取引先の商品開発に対し、技術協力等意欲的に取組む
- 東京土建国保を活用し、健康診断・健康相談に対応する

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、問屋及び協力会社からの提示額とし、取引対価の決定を含め契約に当たっては、見積書、注文書等で執り行います。

② 手形などの支払条件

代金の支払いは現金、小切手又は振込み（振込手数料は当社負担）にて支払います。また、支払は月末締め翌 20 日に支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形等を今後作成して参ります。片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○上記の項目を実行し取引先・協力会社との信頼関係を築き、長く安定的な取引につなげる。

2022 年 10 月 8 日

浅岡総合企画

企 業 名

代表 浅岡 秀光

役職・氏名（代表権を有する者）